国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学組織運営規則を次のとおり改正する。

国立大学法人東京農工大学組織運営規則	
16 経教 規則第1号 第1条~第3条 省略 第1条~第3条 省略 (現行どおり) (大学院) 第4条 本学に、大学院を置く。 2 大学院に、農学研究院、工学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科 第4条 省略 (現行どおり)	
第1条~第3条 省略 第1条~第3条 省略 (現行どおり) (大学院) 第4条 本学に、大学院を置く。 2 大学院に、農学研究院、工学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科	
(大学院) (大学院) 第4条 本学に、大学院を置く。 第4条 省略(現行どおり) 2 大学院に、農学研究院、工学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科	
第4条 本学に、大学院を置く。 2 大学院に、農学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科	
第4条 本学に、大学院を置く。 2 大学院に、農学研究院、工学府、農学府、生物システム応用科	
学府、連合農学研究科及び技術経営研究科を置く。	
3 削除 4 第2項の組織に、第22条に規定する部局長として研究院長、学府長及び研	
究科長を置く。	
5 前項の研究院長、学府長及び研究科長は、当該組織から推薦された候補者の	
中から教育研究評議会の議を経て学長が任命する。	
第5条 省略 第5条 省略 (現行どおり)	
(学内施設) 第6条 省略(現行どおり)	
第6条 省略	
2 前項に定めるもののほか、本学に必要な組織及び施設を置くことができる。	
3 前項の規定により置かれる組織及び施設は、別表に掲げるものとする。	
第7条~第27条 省略 第7条~第10条 省略 (現行どおり)	
(附属施設) (附属施設)	
第11条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設(以下「附属 第11条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設(以下「附属	
施設」という。)を置く。 施設」という。)を置く。	
学部名 附属施設名 学部名 附属施設名	
農学部 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター 農学部 広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	
動物医療センター 動物医療センター 硬蛋白質利用研究施設 硬蛋白質利用研究施設	
フロンティア農学教育研究センター フロンティア農学教育研究センター フロンティア農学教育研究センター フロンティア農学教育研究センター フロンティア農学教育研究センター	

工学部 ものづくり創造工学センター 国際家畜感染症防疫研究教育センター 工学部 ものづくり創造工学センター 2 省略(現行どおり) 2 省略(現行どおり) 3 省略(現行どおり) 3 省略(現行どおり) 第12条~第27条 省略(現行どおり) 第12条~第27条 省略 附 則 省略(現行どおり) 附 則 省略 別表 (第6条第2項及び第3項関係) 別表(第6条第2項及び第3項関係) 組織及び施設の名称 組織及び施設の名称 女性未来育成機構 女性未来育成機構 (削る) 学生活動支援センター アグロイノベーション高度人材養成センター アグロイノベーション高度人材養成センター 環境リーダー育成センター 環境リーダー育成センター イノベーション推進機構 イノベーション推進機構

附 則(23経教規則第9号)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 第4条第5項の規定にかかわらず、平成23年4月1日から技術経営研究科が廃止されるまでの間は、工学府長が技術経営研究科長を兼ねるものとする。